

「経営者保証に関するガイドラインの取組み方針」

J A 太田市

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための体制整備を実施いたしました。

当組合は、今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

◆本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

- ▶ 全国銀行協会：<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- ▶ 日本商工会議所：<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

1.経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている。あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当JAは経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に勘案し、経営者保証を求めない可能性や経営者保証を代替える融資手法（特約条項を付した停止条件又は解除条件付保証契約等）を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討いたします。

2.経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産状況・融資額・債務者の信用状況・物的担保の設定状況・適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

3.既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更の申し入れを受けた場合には、あらためて経営者保証の必要性等の検討を行い、その結果について主たる債務者と保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者さまが負担する保証債務について、後継者さまに当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得たうえで改めて検討し、その結果について主たる債務者及び後継者に対して、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、前経営者さまから保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4.経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残せる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続きにおける自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定いたします。